

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間		氏名又は名称		
項	目	金額		
	課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）			
	貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）			
	売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）			
	控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）			
	1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）	⑤	※申告書④欄へ	
2種類以上の事業を営む事業者の場合	区分	事業区分別の課税売上高（税抜き）	左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額	円	円	
	第一種事業（卸売業）	※申告書「事業区分」欄へ	%	
	第二種事業（小売業）	※		
	第三種事業（製造業等）	※		
	第四種事業（その他）	※		
	第五種事業（サービス業等）	※		
	第六種事業（不動産業）	※		
	控除対象仕入税額の計算式区分			算出額
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率〔(④×90%+⑤×80%+⑥×70%+⑦×60%+⑧×50%+⑨×40%) / ⑩〕			円
	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑩・⑧/⑩・⑨/⑩・⑩/⑩・⑪/⑩・⑫/⑩) ≥ 75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）			
	(⑦+⑧) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×90% + (⑩-⑧) × 80%) / ⑩]		
	(⑦+⑨) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×90% + (⑩-⑨) × 70%) / ⑩]		
(⑦+⑩) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×90% + (⑩-⑩) × 60%) / ⑩]			
(⑦+⑪) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×90% + (⑩-⑪) × 50%) / ⑩]			
(⑦+⑫) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×90% + (⑩-⑫) × 40%) / ⑩]			
(⑧+⑨) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×80% + (⑩-⑨) × 70%) / ⑩]			
(⑧+⑩) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×80% + (⑩-⑩) × 60%) / ⑩]			
(⑧+⑪) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×80% + (⑩-⑪) × 50%) / ⑩]			
(⑧+⑫) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×80% + (⑩-⑫) × 40%) / ⑩]			
(⑨+⑩) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×70% + (⑩-⑩) × 60%) / ⑩]			
(⑨+⑪) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×70% + (⑩-⑪) × 50%) / ⑩]			
(⑨+⑫) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×70% + (⑩-⑫) × 40%) / ⑩]			
(⑩+⑪) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×60% + (⑩-⑪) × 50%) / ⑩]			
(⑩+⑫) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×60% + (⑩-⑫) × 40%) / ⑩]			
(⑪+⑫) / ⑩ ≥ 75%	④× [(⑩×50% + (⑩-⑫) × 40%) / ⑩]			
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による⑭～⑳の内から選択した金額)			⑳ ※申告書④欄へ	

・簡易課税方式が採用されている場合に作成されています。
・フローチャートの設問3で「YES」を選択した場合は、付表5の写しを提出してください。

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
注2 消費税上げにつき返金を受け又は領引し、控除した金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑭から⑳の項にそれぞれの売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。